

こひつじ愛児会評議員及び理事・監事役員等報酬規程（抜粋）

（評議員の報酬）

第1条 評議員の報酬は、定款第八条に基づき報酬は支給しない。

（役員等の報酬）

第2条 定款第二一条の理事及び監事の役員報酬の基準については、無報酬とし報酬は支給しない。